

平成 2 1 年度 実施事業	事務事業名 成年後見制度利用支援事業（障がい者）
-------------------	---------------------------------

区分	番号	名 称
章	1	やさしさと共生するまち
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる
施策	3	障害者福祉の確立
小分類	2	障害者（児）の自立促進
主要な施策	1	生活支援の充実
事務事業番号	023	事務事業コード 13321023 事業開始年度 平成 2 1 年度 事業終了年度 平成 - 年度

会計種別 一般会計	予算書上の事務事業名 成年後見制度利用支援事業（障がい者）
-----------	-------------------------------

部 名 保健福祉部	グループ名 障害福祉 G
-----------	--------------

統合前または名称変更前の事業名

事務事業の目的と成果

対象	<p>（何を対象にまたは誰を対象にした事務事業なのかを具体的に記載ください）</p> <p>判断能力が不十分な障がい者で、親族がいない、若しくは親族による成年後見制度の申立ての意思がない者で、申立てに係る費用や後見人への報酬を負担できない者。</p>
手段（事業の内容・活動）	<p>（目指す姿を実現するためにどのような手法で行うのか、事業の内容を具体的に記載ください）</p> <p>成年後見制度とは、判断能力が不十分な場合、本人を法律的に保護し支えるための制度である。判断能力が不十分な人は、預貯金や不動産の契約、障害福祉サービス等の契約締結などの必要があっても、そのような行為ができず、また行ったとしても本人に不利益な結果を招く恐れがある。そのため、家庭裁判所が援助者を選定し、本人の援助を行う。 本来、後見開始の申立ては、本人、配偶者、四親等以内の親族が行うこととされているが、親族がいないなどの場合は市町村長に申立権が与えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の親族の有無の確認 ・親族がいた場合、申立ての意思確認 ・親族がいない、又は親族による申立ての意思がない場合は、市長による申立てを行う ・本人に費用の負担能力があれば、後見人等が選任された後に本人へ費用請求 ・後見人等の報酬を負担できない場合は、その費用を市が負担する
目指す姿（成果）	<p>（事務事業を実施することでどのような状態にしたいのか具体的に記載ください）</p> <p>判断能力が不十分な障がい者で、親族がいない等の理由により後見制度を申立てできない者によって市長が申立てをすることにより障がい者の権利等を保護することができる。 また、後見人等の報酬を負担できない場合、市が負担することにより障がい者の負担軽減が図られる。</p>
根拠法令等	<p>（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載ください）</p> <p>登別市成年後見制度利用支援事業実施要綱</p>

指標の推移

区 分		単位	区分	21年度 実績	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
成果 指標	申立件数	人	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	0				
			目標値					
			実績値					

事業費の推移

区 分			単位	21年度 決算	22年度 当初予算	23年度 見込	24年度 見込	25年度 見込	23～25年度 合計
事業 の 財 源 内 訳	国庫支出金	名称 障害者地域生活新事業費補助金	千円	0	222	222	390	558	1,170
	道支出金	名称 障害者地域生活新事業費補助金	千円	0	111	111	195	279	585
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称	千円						0
	一般財源	名称	千円	0	111	111	195	279	585
合 計				0	444	444	780	1,116	2,340
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	0	0			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		0	0			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 本人及び親族者以外で申立権を持つのは市町村長であるため、市が実施することは妥当である。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 平成21年度から取り組んでいる事業であり、周知徹底が図られていない。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのように向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 広報等を活用した後見人制度の周知。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 申立て費用及び後見人報酬のみであるため削減はできない。

担当グループによる評価

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	障がい者の権利擁護のため必要な事業である。
----	----------------------	-----------------------

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考	
----	----	--

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）